



暮らしの安心ライフプラン

フレンド共済21

I 型

II 型



健やかで安心した未来のために
ぐんま共済協同組合
ぐんまで生まれ ぐんまで育った ぐんまの人の ぐんま共済

月々**2,500円**の掛金で大きな補償!!



掛金 どなたでも一律

月額 **2,500円**

フレンド共済21・I型

暮らしの安心ライフプラン

被共済者が交通傷害・傷害・疾病によって死亡または高度障害が生じた場合、交通傷害または傷害により後遺障害が生じた場合、交通傷害・傷害・疾病により入院した場合に共済金をお支払いします。

✓ 商品の特長

- 01 最高1,200万円の高額補償です。
(交通傷害による死亡および高度障害の場合)
- 02 入院共済金は、連続5日以上(疾病による入院は連続10日以上)の入院が生じた場合、初日にさかのぼりお支払いします。
- 03 新規ご加入は、責任開始日現在で3歳6か月以上55歳6か月未満の方となります。
- 04 最終満期は65歳の誕生日月の末日となります。
入院中の被共済者が65歳の誕生日月の末日を超えたことにより更新継続ができない場合でも、所定の入院共済金をお支払いします。
- 05 健康告知書の審査によってご加入できます。

✓ ご加入に際して

- 共済掛金は初回から口座振替となります。
- 補償の開始は初回掛金を払い込んだ月の1日午前零時となります。
- 共済期間は1年間です。(翌年以降は更新継続されます)
- フレンド共済21・II型との重複加入はできません。

✓ 補償の内容

死亡 高度障害	»	交通傷害のとき	1,200万円
		傷害のとき	600万円
		疾病のとき	400万円
後遺障害	»	交通傷害のとき	(6級～1級) 80万円～1,200万円
		傷害のとき	(6級～1級) 20万円～ 600万円
入 院 (日額)	»	交通傷害による入院 (連続5日以上入院・120日限度)	1日につき8,000円 (61日以上120日までの場合5,000円)
		傷害による入院 (連続5日以上入院・120日限度)	1日につき3,000円
		疾病による入院 (連続10日以上入院・120日限度)	1日につき1,500円

※疾病による入院の場合、当初 責任開始日後3か月以内の入院開始はお支払いできません。
※当初責任開始日後1年以内に 悪性新生物、脳疾患、心疾患により死亡または高度障害状態になった場合、共済金はお支払いできません。
※入院共済金は、1入院120日、 1共済期間通算120日を限度とします。

掛金がお手頃で安心の入院補償!!



フレンド共済21・II型

掛金
4歳以上70歳未満

月額
2,500円

掛金
70歳以上80歳未満

月額
1,500円

暮らしの安心ライフプラン

被共済者が交通傷害・傷害・疾病によって死亡または高度障害が生じた場合、交通傷害または傷害により後遺障害が生じた場合、交通傷害・傷害・疾病により入院した場合に共済金をお支払いします。

商品の特長

- 01 最高1日12,000円の高額な入院補償です。
(交通傷害による入院で55歳未満の場合)
- 02 1日の入院でも共済金をお支払いします。(交通傷害と傷害の場合)
疾病による入院共済金は、連続5日以上入院が生じた場合、初日にさかのぼりお支払いします。
- 03 被共済者が入院中に補償年齢区分を超えたとき、超える前の入院共済金をお支払いします。
- 04 新規ご加入は、責任開始月現在で4歳以上79歳未満の方となります。
- 05 最終満期は80歳の誕生日月の末日となります。
入院中の被共済者が80歳の誕生日月の末日を超えたことにより更新継続ができない場合でも、所定の入院共済金をお支払いします。
- 06 健康告知書の審査によってご加入できます。

ご加入に際して

- 共済掛金は初回から口座振替となります。
- 補償の開始は初回掛金を払い込んだ月の1日午前零時となります。
- 共済期間は1年間です。(翌年以降は更新継続されます)
- フレンド共済21・I型との重複加入はできません。

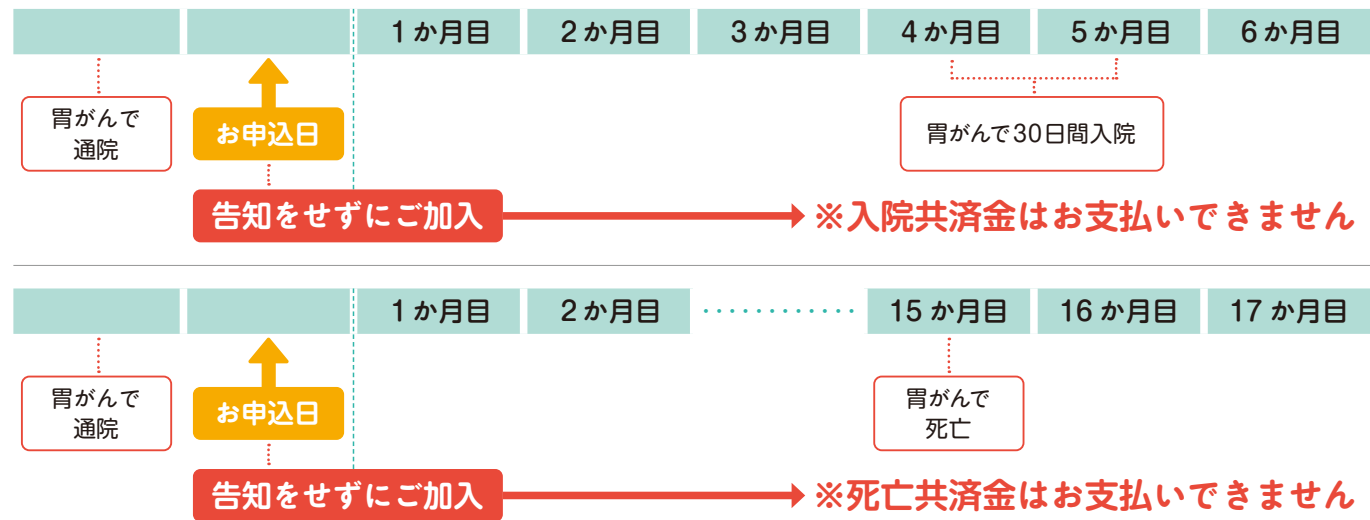
補償の内容

補償内容	月額共済掛金	2,500円				1,500円	
		年齢区分	4歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上 75歳未満
入 院 (日額)	交通傷害による入院 (1日目から120日限度)	12,000円	8,000円	5,000円	3,500円	3,000円	3,000円
	傷害による入院 (1日目から120日限度)	7,000円	5,000円	4,500円	3,500円	3,000円	2,500円
	疾病による入院 (連続5日以上入院・120日限度)	5,200円	3,300円	2,000円	1,500円	—	—
死亡 高度障害	交通傷害のとき	100万円					
	傷害のとき	100万円					
	疾病のとき	50万円			30万円	20万円	8万円
後遺障害	交通傷害のとき	(14級～1級)3.5万円～100万円					
	傷害のとき	(14級～1級)3.5万円～100万円					

※疾病による入院の場合、当初責任開始日後3か月以内の入院開始はお支払いできません。
※当初責任開始日後1年以内に悪性新生物、脳疾患、心疾患によって死亡または高度障害状態になった場合、共済金はお支払いできません。
※入院共済金は、1入院120日、1共済期間通算120日、通算700日を限度とします。
※後遺障害共済金のお支払いの場合、同一事故において後遺障害が2つ以上ある場合には、その各々の後遺障害の該当する等級の共済金の合算額をお支払いします。(ただし、100万円を限度とします)

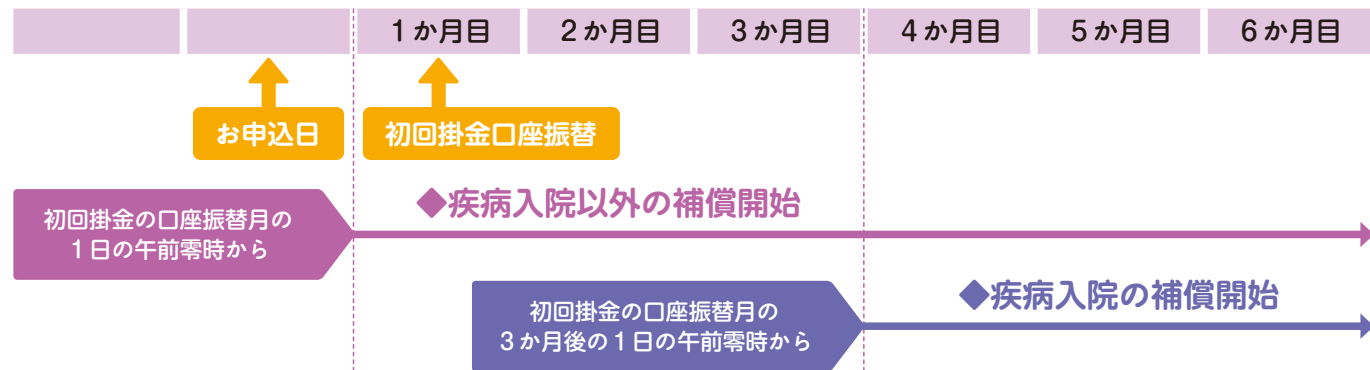
健康告知について

健康告知は重要な事項です。以下のような場合は共済金をお支払いできません。



「補償の開始」について

お申込日の翌月にご指定の口座から初回掛金を口座振替させていただきます。
口座振替が行えなかった場合、契約は成立しません。



共済掛金と払込方法

共済掛金は以下のとおりです。

	契約年齢	年額・共済掛金	月額・共済掛金
I 型	3歳6か月以上 55歳6か月未満	30,000 円	2,500 円
II 型	4歳以上 70歳未満	30,000 円	2,500 円
	70歳以上 80歳未満	18,000 円	1,500 円

(積立金はありません)

- 共済掛金の払い込み方法は、年一括払いと月払いがあります。
- 共済掛金収納は初回共済掛金より口座振替によって行います。初回共済掛金は責任開始月（加入月の翌月）の17日（金融機関等が休日の場合には翌営業日）、2回目以降の共済掛金は以後毎月17日（金融機関等が休日の場合には翌営業日）に口座振替させていただきます。
- 死亡および高度障害の共済金をお支払いする場合、1年分の共済掛金のうち分割払いの未納分を徴収させていただきます。

重要事項説明

この「重要事項説明書」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認くださいようお願いいたします。本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「ご契約のしおり」の「フレンド共済21普通共済約款」をご参照ください。

契約概要

商品の仕組み

この商品は、共済契約証書記載の被共済者が共済期間中に交通傷害・傷害・疾病により、死亡された場合、所定の障害状態に該当された場合、入院された場合に該当の共済金をお支払いします。

共済金をお支払いできない場合

共済金をお支払いできない場合の主な項目につきましては、「注意喚起情報」をご参照ください。また、詳細につきましては、「ご契約のしおり」の「フレンド共済21普通共済約款」の「共済金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

付加できる特約およびその概要

この商品において付加できる特約はありません。

共済期間

この商品の共済期間は1年間です。ご契約者または当組合のいずれか一方より、別段の意思表示がない限り、毎年、自動的に更新されます。ただし、I型については65歳の誕生日月の末日、また、II型については80歳の誕生日月の末日をもって契約の終了となります。

引受条件

- 被共済者は申込日現在において、健康でかつ正常に就業または日常生活を営んでいる方とします。

- ご加入される方の年齢や既に当組合の生命系商品にご加入いただいている場合、加入制限があり、お申込みをお断りすることがあります。（I型とII型の重複加入はできません。）

共済掛金の払込方法について

この商品の共済掛金の払込方法は、ご契約時にご指定いただく金融機関の口座から、口座振替によりお払い込みいただきます。

- 分割払契約の場合の振替開始日は、責任開始月の17日（金融機関等が休日の場合には翌営業日）に初回共済掛金を振り替え、以後、毎月17日（金融機関等が休日の場合には翌営業日）が振替日となります。
- 年一括払契約の場合の振替開始日は、責任開始月の17日（金融機関等が休日の場合には翌営業日）に初回共済掛金を振り替え、以後、毎年、責任開始月の1年後応答月の17日（金融機関等が休日の場合には翌営業日）が振替日となります。

満期返戻金・契約者配当金について

- この商品には満期返戻金はありません。
- 契約者配当金は、毎年度の決算状況に応じて、「契約者割戻金」「利用分量配当金」という形で還元することがあります。ただし、毎年度の決算状況によりますので、見送られる場合があります。

注意喚起情報

クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回）について

この商品は、共済期間が1年以下のご契約となりますので、クーリングオフ制度の対象外となっております。あらかじめご了承ください。

告知義務・通知義務等について

1 共済契約締結時における注意事項（契約申込書ご記入上の注意事項—告知義務等）

- 共済契約者・被共済者には、共済契約締結時に当組合が質問事項として求めた危険（支払事由の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項（告知事項）について事実を告げる義務（告知義務）があります。告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったり、または事実と異なることを告げた場合は、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがあります。告知事項は、被共済者の生年月日のほか、被共済者の過去の傷病歴（傷病名・治療期間）、現在の健康状態、身体の障害状態等、事実をありのまま正確にご記入ください。
なお、告知内容により、必要に応じて、健康診断書や医師の診断書などを追加でいただく場合があります。
- 告知受領権（いただいた告知でご契約の承諾をする権利）は、当組合にあります。共済募集人（共済代理店）は告知受領権がなく、共済募集人に口頭でお話されても告知をいただいたことにはなりません。あらかじめご了承ください。
- 共済金を受け取られる方を被共済者（被共済者の相続人を含みます。）以外に指定される場合は必ず被共済者の同意を得てください。同意のないままご契約をされた場合には共済契約が無効になります。

2 共済契約締結後における注意事項（通知義務等）

- この商品について、通知義務（ご契約時に告知していただいた項目のうち、危険に関する重要な項目が変更となり共済掛金に変動が生じる場合に通知する義務）はありません。
- 共済契約者・被共済者の住所の変更、改姓等、契約申込書記載時の内容に変更が生じた場合はすみやかに取扱代理店または当組合までご連絡ください。

共済金をお支払いできない場合について

この商品では、次に掲げる事由によって生じたものについては共済金をお支払いできません。なお、共済金をお支払いできない場合の詳細につきましては、「ご契約のしおり」の「フレンド共済21普通共済約款」の「共済金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

- 共済契約者・被共済者・共済金を受け取られる方の故意または重大な過失
- 被共済者の自殺行為（当初責任開始日後1年以上の場合は疾病による死亡共済金相当額をお支払いします。）・犯罪行為・闘争行為
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 当初責任開始日後1年以内に悪性新生物、脳疾患、心疾患による死亡または高度障害状態になった場合
- 当初責任開始日後3か月以内の疾病による入院
- 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 被共済者の出産、または外科的手術その他医療処置によって生じた傷害（ただし、当組合が補償すべき傷害を除きます。）
- 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間、法令に定められた酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車等を運転している間、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車等を運転している間の傷害
- 被共済者が交通乗用具を用いて競技等をしている間、競技等を行うことを目的とする場所において競技等に準ずる方法または態様により交通乗用具を使用している間の傷害（ただし、当組合が補償すべき傷害を除きます。）

など

注意喚起情報

重大事由による共済契約の解除について

ご契約締結後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合、共済金もお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、組合に共済金を支払わせることを目的として給付事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難される関係を有している場合
- 上記のほか、これらと同程度に信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

共済掛金の払込猶予期間等の取扱いについて

1 新規契約

新規契約締結時の初回の口座振替が不能の場合、ご契約を成立しないものとするため、払込猶予期間はありません。

2 継続契約

継続契約(新規契約以外の契約のすべてをいいます。)の場合、口座振替が不能となった月を含め3か月目の月末を払込猶予期間としています。この期間中にお払い込みをいただけないと、共済掛金をお払い込みいただいた最終月の月末にさかのぼって効力が失われ、払込猶予期間中に共済金をお支払いする事由が生じていた場合であっても共済金はお支払いできません。

解約と解約返戻金について

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または当組合までお申し出ください。
- この商品には解約返戻金はありません。

共済契約の失効について

以下のいずれかに該当したとき、共済契約は効力を失います。

- 被共済者の死亡、または高度障害状態に該当した場合
- 共済金の支払総額が、交通傷害・傷害・疾病につき、それぞれの高度障害共済金額に達した場合

- 被共済者の年齢が、この商品で定める年齢に達した月の末日となった場合(I型は65歳、II型は80歳)

共済金の削減と共済掛金の追徴について

当組合は共済金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により当組合の収支に著しい影響をおよぼす状況変化が発生したときおよび損失金・補填のため、共済金の削減または共済掛金の追徴を行うことがあります。

苦情処理措置および紛争解決措置について

当組合では、組合員・ご利用者さまからの相談・苦情を真摯に受け止め、態勢を整備して対応に当たっておりますが、苦情などのお申し出につきましては、当組合で解決が見つからない場合には、下記の中立的な第三者機関へ紛争解決の申し立てを行うことができます。第三者機関は、弁護士会(別表)の紛争解決センター・仲裁センターとなっております。ご相談ください。

※プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は契約者ご本人さまよりお願いいたします。

その他ご注意いただきたいこと

- ご契約いただいている内容に変更が生じましたら、すみやかに取扱代理店または当組合までご連絡ください。
- 著しく共済金請求の頻度が高いなど、加入者相互の公平性を逸脱する極端な共済金支払いまたはその請求があった場合は、共済期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 共済期間満了の日より2週間前までに、共済契約者さまから特にご通知のない限り、ご契約を更新継続いたします。
- 共済金支払いの事由に該当した場合は、すみやかに取扱代理店または当組合までご連絡ください。詳しいご案内をいたします。
- 共済金をご請求する権利は共済金請求の権利が発生した日の翌日からその日を含めて3年を経過したときに消滅します。

ぐんま共済協同組合

住所: 前橋市石倉町4-9-10

ご連絡先 TEL: 027-254-5711

受付時間 9:00~17:00(月~金) 但し、祝日を除きます。

東京弁護士会 紛争解決センター

TEL 03-3581-0031
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館6階

受付時間 9:30~12:00
13:00~15:00 (月~金)

第一東京弁護士会 仲裁センター

TEL 03-3595-8588
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館11階

受付時間 10:00~12:00
13:00~16:00 (月~金)

第二東京弁護士会 仲裁センター

TEL 03-3581-2249
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館9階

受付時間 9:30~12:00
13:00~17:00 (月~金)

(祝日および12月29日~1月3日は除きます。)

上記の「センター」に紛争解決を依頼した場合、あっせん・仲裁の申立手数料およびセンターでの話し合いの都度発生する期日手数料は、当組合で負担いたしますが、お客さまのセンターまでの交通費等および紛争解決後に仲裁人等が定めたお客さま負担分の成立手数料は、お客さまの負担となりますのでご了承願います。

※このパンフレットは、「フレンド共済21」の概要を説明したものです。詳細をご希望の方は、「フレンド共済21」のご契約のしおり等をお読みいただき、内容をご確認の上でご契約ください。

●お問い合わせ、お申込みは

[共済代理店]

[引受共済組合]



ぐんま共済協同組合
ぐんま共済 ぐんま共済 ぐんま共済 ぐんま共済



本 部 前橋市石倉町 4-9-10 TEL (027) 254-5711
前橋支店 前橋市石倉町 4-9-10 TEL (027) 254-2755
高崎支店 高崎市問屋町 2-7-8 TEL (027) 362-1899
太田支店 太田市浜町 3-6 TEL (0276) 46-9596
ホームページアドレス <https://www.gunma-kyosai.or.jp/>